名称	所在地	実習内容
［略］		
四国フーズ株式会社	香川県丸亀市綾歌町岡田上千五百七十九番地一	惣菜製造業

備考　表中の「　」の記載は注記である。

○国土交通省告示第千百二十二号

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十六号）及び不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令（平成二十九年内閣府令第四号）の施行に伴い、不動産投資顧問業登録規程（平成十二年建設省告示第千八百二十八号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十二月一日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録の申請） **第四条**　前条第一項の登録（同条第三項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書（別記様式第一号）を国土交通大臣に提出するものとする。 一～五　（略） 六　業務の方法（当該業務において取り扱う不動産の種類、匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合はその方法並びに不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省・建設省令第二号。以下「不特規則」という。）第四条第一項第四号に規定する特例事業者との間で当該特例事業者に対して不動産を売買若しくは交換により譲渡する契約又は賃貸する契約を締結している者（以下「不動産譲渡人等」という。）との間で不動産投資顧問契約を締結し、不動産投資顧問業を営もうとする場合は当該業務の方法を含む。） 七～十　（略） 2　（略） 3　第一項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 一～三　（略） 四　登録申請者又は重要な使用人のうち、次のいずれかに該当する者がいるときは、その登録番号を記載した書面（別記様式第四号） イ・ロ　（略） ハ　不特規則第二十一条第一項第三号の証明を受けた者 五　（略） 4・5　（略） （適用の除外） **第三十二条**　第十五条から第十七条まで、第二十一条及び第二十六条の規定は、一般不動産投資顧問業者が、次に掲げる者を相手方として投資助言契約を締結する場合には、適用しない。 一～五　（略） 六　不特規則第四条第一項各号に掲げる者 七・八　（略） 2～4　（略）	（登録の申請） **第四条**　前条第一項の登録（同条第三項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書（別記様式第一号）を国土交通大臣に提出するものとする。 一～五　（略） 六　業務の方法（当該業務において取り扱う不動産の種類、匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合はその方法並びに不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省・建設省令第二号。以下「不特規則」という。）第二条第一項第四号に規定する特例事業者との間で当該特例事業者に対して不動産を売買若しくは交換により譲渡する契約又は賃貸する契約を締結している者（以下「不動産譲渡人等」という。）との間で不動産投資顧問契約を締結し、不動産投資顧問業を営もうとする場合は当該業務の方法を含む。） 七～十　（略） 2　（略） 3　第一項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 一～三　（略） 四　登録申請者又は重要な使用人のうち、次のいずれかに該当する者がいるときは、その登録番号を記載した書面（別記様式第四号） イ・ロ　（略） ハ　不特規則第十七条第一項第三号の証明を受けた者 五　（略） 4・5　（略） （適用の除外） **第三十二条**　第十五条から第十七条まで、第二十一条及び第二十六条の規定は、一般不動産投資顧問業者が、次に掲げる者を相手方として投資助言契約を締結する場合には、適用しない。 一～五　（略） 六　不特規則第二条第一項各号に掲げる者 七・八　（略） 2～4　（略）

名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		